

市政懇談会—切実な要望が次々と—市民に寄りそった市政の実現を

2月10日、日本共産党熊本市議団は、3月議会にむけて市民のみならずのご意見、ご要望をお聞きする「市政懇談会」を開催しました。懇談会には多数の参加者があり、

さまざまな声がよせられました。いただいたご意見は、しっかりと3月議会に活かし、その実現にむけてがんばります。

■再開発ではなく、震災復旧・復興最優先の市政を！

会の冒頭、まず市議団から前回の定例会や委員会で明らかになった市政の問題点を報告。それを受けて参加者から、様々な質問、意見が出されました。

なかでも一番多かったのが、MICE 施設整備と震災復興が両立するのか、市には被災者の生活再建最優先でやってほしいという疑問や要望でした。

【具体的な意見】

「震災から一年近く経つのに、まだ様々な公共施設の復旧がす



すんでいない。市は全体の復旧状態をちゃんと把握しているのか。それでも再開発を優先しようというのか」

「MICE 施設は多額の整備費だけでなく、完成した後の維持費も年間9億数千万円もかかる。今後の震災復興の足かせになる事は目に見えているのではないか」

【一部損壊支援への要望】

「一部損壊世帯にやっと義援金支給が決まったが、ひとり親、非課税世帯にも支給されることが、まだ周知徹底されておらず申請をしていない人が多い」

【地域の問題への要望】

・市営住宅の玄関チャイムが故障しているので修理を市に頼んだら、6500 円の自己負担を求められた。

・花畑町別館の解体。跡地利用の計画もないのに、なぜ解体を急ぐのか。歴史的建築物なので残してほしい。

・出張所の廃止問題。区バスも廃止になり区役所へは通えない。最低限の住民サービスの拠点であり、廃止は認められない…、との意見、要望がありました。



(控室から)
湯布院のまちづくり

なすまどか



先日、湯布院町（現在は合併し由布市）を訪れる機会がありました。冠雪した由布岳を見上げながら、工芸品や飲食店が並ぶ街並みを歩きましたが、平日にもかかわらず観光客があふれていました。京都大学の岡田知弘教授の著書「地域づくりの経済学入門」地域内再投資力論」のなかで、湯布院町が紹介されています。同町は、外からの人、物、文化の流入を一定程度促しながらも、物づくりを大切に、農産物を初め、木工、竹工、鉄工、染色、織物など、あらゆる生産、加工の技術を守り、地場産業が息づく街づくりを進めています。観光客をただ呼び込むだけでなく、その消費が地場産業に結び付き、地域内で循環する仕組みを構築していることが特徴です。

熊本市でも、観光やコンベンションなど交流人口増加にむけた取り組みが進められていますが、湯布院のような地場企業の位置づけや消費が地域内でどう循環し新たな価値を生み出すのかとの視点が弱いように感じます。

桜町再開発により整備されたビルに地場企業がどれだけ入ることができるのか？こうした点も不明です。ビルはたったものの、商業スペースは県外資本ばかりともなりかねません。

地域が豊かになるためにどのようなまちづくりが必要か？湯布院の事例にも学び、議会でもしっかりと議論していきたいと思えます。

日本共産党 市議会だより

発行：日本共産党熊本市議団

上野みえこ なすまどか やまべひろし

熊本市中央区手取本町1-1 議会棟

NO. 1035
2017年2月19日号
電話 328-2656
FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp

ホームページ：共産党 熊本市議団 検索

生活保護の住宅扶助

特別基準の適切な運用を！

生健会と特別基準の適用を求め中央区福祉事務所に要望

中央区に住む M さんは、震災により転居をした後に生活保護を申請したために、住居が通常の住宅扶助基準で探すことができなかつたにもかかわらず、住宅扶助の「特別基準」を認めてもらえませんでした。生健会は、これまでも中央区福祉事務所と、「特別基準」を認めるように交渉を重ねてきましたが、未だ認められていないために、2月9日に、党市議団も同席し、申し入れを行いました。

国の考え方では、地震後の熊本市の住宅事情は「適用可能」

国は、住宅扶助の「特別基準」の適用条件を3つ示しています。

- ① 障害等により広い居室が必要
- ② 生活状況から転居が困難な場合
- ③ 通常基準の限度額の範囲では賃貸される実態がない場合

党国会議員団のレクチャーに、厚生労働省は、「③の『賃貸される実態がない場合』に即し自治体に対応してもらってよい」と回答しています。

一方で、地震の前から生活保護を受給していた人には、地震による転居後に「特別基準」を認めている事例もあります。地震後に生活保護を申請した方でも、住宅扶助の基準内で賃貸物件を探すことが難しかったという点は変わりません。

「特別基準」申請中の M さんについても、すみやかに認めるべきです。

「特別基準」の適切な運用を行うためのルールづくり

東京都福祉保健局がつくった「生活保護運用事例集」では、具体的な事例を挙げ、保護制度にかかる細かい点の運用を示しています。住宅扶助の特別基準についても、「被保護者の状況を個々に判断す

るのでなく、地域の住宅事情を的確に把握し、管内の世帯に統一的な適用基準を用いることが必要」と記されています。このようなルールづくりが必要です。

市町村議会議員研修会報告 なすまどか

2月6、7日、自治体問題研究所が企画した「市町村議会議員研修会」に参加しました。

研修では、①来年度予算と自治体財政について、②議会改革について講義を受けたほか、熊

本市でも現在作成中の③「公共施設等総合管理計画」の問題と公共施設のあり方について学びました。

今回は、③について報告します。

熊本市 公共施設の床面積2割削減を盛り込んだ素案を作成

今、多くの自治体で、高度経済成長期に整備した公共施設の建て替えや改修費用をどうするかが大きな課題となっています。熊本市では、今後40年間で、更新費用が2兆円（建て物と道路などインフラの合計）かかると試算され、公共施

設の今後のあり方を定めた「公共施設等総合管理計画（素案）」が示されました。

同計画では、①公共施設の床面積を2割削減、②建物の更新期間を60年から70年とし、更新費用を抑制する方針です。

安易な削減は、人口減少の悪循環を招く

講師を務めた奈良女子大学の中山徹教授からは、本来適切に配置された公共施設が削減されることにより、「**生活環境の悪化**」→「**人口減少**」→「**さらなる公共施設の削減**」という悪循環が生まれること、また、安易に民営化を図ることにより、行政の財政負担は減るものの、労働者の賃金低下を招き、地域経済の疲弊を招くことなど、課題

が指摘されました。

自治体によっては長寿化に重点を置き更新経費を抑制しているところ、新たなハコモノは作らないとの方針を定めたところもあります。

熊本市においても、将来のまちづくりを見据え、暮らしやすさの視点やMICEとの整合性を再検証する必要があると感じました。